

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成25年8月21日

石巻市長 亀山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 新蛇田地区土地区画整理事業宅地造成(その2)工事
- (2) 工事場所 石巻市蛇田字新沼田ほか1字地内
- (3) 工期 石巻市議会で議決された日の翌日から平成27年3月31日まで
- (4) 予定価格 1,862,080,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）
- (5) 工事内容
 - 宅地造成工 A≒23.3ha
 - 補助工区
 - 都市計画道路築造（新大塚菰継線） 1式
 - 区画道路築造（W=16mほか） 1式
 - 特殊道路築造（W=6m、4m） 1式
 - 単独工区
 - 特殊道路舗装（W=6m、4m） 1式
 - 宅地造成工 1式
 - 雨水排水路工 1式
 - 上水道施設工 1式
 - 防火水槽設置工 1式
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第1号に規定する入札前資格審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿に登録され、登録住所が石巻市内の者で、入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たした特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体の構成に関する事項

- ① 構成員の数は、3者であること。
- ② 各構成員の出資割合は、20%以上であること。
- ③ 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、かつ、施工能力（経営事項審査における「土木一式工事」の総合評定値をいう。）及び出資割合が最大の者であること。
- ④ 結成は、原則として自主結成であること。
- ⑤ 構成員の組合せは、後記(2)①及び②の資格を満たす1者と後記(2)①及び③の資格を満たす2者による組合せであること。

(2) 共同企業体の資格に関する事項

① 共同企業体における全ての構成員

- ア 後記4の特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の審査後に、入札参加資格を有するとして特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知（以下「審査結果通知」という。）を受けていること。
- イ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていないこと。
- ウ 入札日において、令第167条の4の規定に該当しないこと。
- エ 同一の入札には、共同企業体の構成員である場合を含め、重複して参加することはできない。
- オ 経常建設共同企業体、事業協同組合及び復旧・復興建設工事共同企業体は、共同企業体の構成員となることはできない。
- カ 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
なお、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
なお、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。
- ケ 同一の技術者を、重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、当該技術者を本工事現場に配置不能とならないこと。
- コ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しないこと。
- サ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがないこと。

② 共同企業体における代表者

- ア 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有し、格付工種が「土木一式工事」であり、等級が「A」ランクに属していること。
- イ 「土木工事業」について、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建設業法の規定に基づき、次の技術者を本工事現場に専任で配置できること。
 - (ア) 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札の参加申請のあった日の前日において）、引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
 - (イ) 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていない者
 - (ウ) 入札の参加申請があった日の前日までに「土木工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者
- エ 現場代理人及び上記ウの技術者のほかに、本工事の契約工期の初日において、対象工事の現場員として、1級土木施工管理技士の資格を有する技術者を常駐させること。

③ 共同企業体における代表者以外の構成員

- ア 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有し、格付工種が「土木一式工事」

であり、等級が「A」ランクに属している1者及び「B」ランクに属している1者の計2者とし、当該格付工種についてそれぞれ元請としての実績があること。

イ 建設業法の規定に基づき、次の技術者を本工事現場に専任で配置できること。

(ア) 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から (ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札の参加申請のあった日の前日において)、引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

(イ) 主任技術者にあつては、入札の参加申請があった日の前日までに、1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者

(ウ) 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていない者

(エ) 監理技術者にあつては、入札の参加申請があった日の前日までに、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出期限（持参による）	平成25年8月30日（金） 午後5時	総務部管財課契約グループ
審査結果通知の日	平成25年9月3日（火） （ファクシミリ又は電子メールにより通知）	
入札日（開札日）	平成25年9月6日（金） 午前9時30分	石巻市穀町14番1号 石巻市役所501会議室
設計図書等の閲覧及び複写	平成25年8月21日（水）から 平成25年9月5日（木）まで	市役所4階閲覧室 ※閲覧期間中、次のところで有料で複写することができる。 （株）大河原光学 石巻市門脇字元浦屋敷18番地2 電話番号0225-93-7511
設計図書等の貸出		※設計図書等の閲覧、複写のほか、貸出も行います。希望者は、希望日の前日までに管財課へ連絡のこと（申込順に各時間1社とします。）。 貸出時間 ①午前9時～午前10時30分 ②午後1時～午後2時30分 ③午後3時～午後4時30分 ※閲覧のみは予約不要
設計図書等に対する質問の受付	平成25年8月21日（水）から 平成25年8月28日（水）まで	総務部管財課契約グループ
回答書の閲覧	平成25年8月29日（木）から 平成25年9月5日（木）まで	市役所4階閲覧室 初日のみ午後0時45分から午後5時まで

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。

2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時

まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

4 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出

入札参加申請者は、共同企業体を自主的に結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び以下の添付書類各1部を持参により提出して、資格審査を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 共同企業体における代表者

- ① 技術者の配置計画書（様式第3号）【該当する技術者分】
- ② 技術者に係る「土木工事業」の監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し
- ③ 技術者の健康保険被保険者証の写し
- ④ 技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
- ⑤ 現場員が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し
- ⑥ 特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し
- ⑦ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑧ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）の写し
- ⑨ ハローワークを通じた新規雇用の技術者を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し

(2) 共同企業体における代表者以外の構成員

- ① 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ③ 技術者が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し
- ④ 委任状（それぞれ提出すること。）
- ⑤ 技術者の配置計画書（様式第3号）【主任技術者分】
- ⑥ 技術者の健康保険被保険者証の写し
- ⑦ 技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
- ⑧ ハローワークを通じた新規雇用の技術者を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、共同企業体の代表者に通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

6 工事費内訳書の提出

初度の入札の際、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

8 最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そ

のため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2に掲げる全ての要件を満たさない者のした入札は無効とする。

10 入札の回数

- (1) 石巻市建設工事予定価格事前公表の試行に関する要綱（平成24年石巻市告示第231号）第5条の規定により、入札執行回数は1回とする。
- (2) 予定価格を上回る入札をした者は、失格とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

11 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を、市役所閲覧室及び市のホームページで公表する（前記9等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html>

13 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

14 技術者の確認

落札決定後、当初申請した配置予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、落札決定後、この工事の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限る。

また、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(2)②ウ又は(2)③イに掲げる基準を満たし、かつ、配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

15 契約条項等

この工事請負契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石巻市条例第51号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

16 その他

- (1) 石巻市建設工事競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatusannkakokoroe240301.pdf>
- (2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 前記(2)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。前記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が前記(2)に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。

(電話:0225-23-6611、23-6612 FAX:0225-22-4995)